

○総務省告示第三百九十一号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第四条の三第二項の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第四百号（電気通信事業法第十二条の二第四項第二号口の電気通信設備を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十一月二十八日

総務大臣 野田 聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

改正前

次に掲げる電気通信設備であつて、別表の上欄に掲げる単位指定区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの

〔一〇五 略〕

六 電気通信番号の案内に用いられる番号案内データベース

〔削る〕

七 公衆電話機及びこれに付随する設備

八 電気通信番号の案内に用いられる交換機（第二項に掲げるものを除く。）、案内台装置及び伝送路設備（第一項及び第三項に掲げるものを除く。）

九 他の電気通信事業者の電気通信設備と前各項に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備（第一項、第三項、第四項及び前項に掲げるものを除く。）

別表

単位指定区域	電気通信事業者
埼玉県	株式会社ジェイコムさいたま
福井県	福井ケーブルテレビ株式会社
静岡県	中部テレコミュニケーション株式会社
岐阜県	中部テレコミュニケーション株式会社
〔略〕	〔略〕
和歌山県	株式会社ケイ・オプティコム
徳島県	株式会社STNet
〔略〕	〔略〕

〔同上〕

〔一〇五 同上〕

六 電気通信番号の案内に用いられる番号案内データベース、サービス制御局及びサービス制御統括局

七 PHSの役務を提供する電気通信事業者との接続に用いるPHS加入者モジュール並びに端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局及びサービス制御統括局

八 〔同上〕

九 電気通信番号の案内又は手動による通信に用いられる交換機（第二項に掲げるものを除く。）、案内台装置及び伝送路設備（第一項及び第三項に掲げるものを除く。）

十 〔同上〕

別表

単位指定区域	電気通信事業者
岐阜県	中部テレコミュニケーション株式会社
〔同上〕	〔同上〕
和歌山県	株式会社ケイ・オプティコム
〔同上〕	〔同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。